

平成26年4月制度改定対応版の内容について

1. 平成26年4月制度改定への対応について

このたび、平成26年4月に予定されております消費税率8%引上げに伴い、介護保険でも以下の改定が行われます。本改定に対し弊社では、基本お客様側での作業を必要とせず、平成26年4月制度改定対応版（ver2.1 Build_48）を適用するだけで対応できるように致しております。

【平成26年4月の制度改定内容】

- ① 区分支給限度基準額／外部利用型給付上限単位数の引き上げ
- ② 介護報酬の引上げ

下記はシステム対応できる情報が現在公開されていない為、当バージョンでは未対応になります。

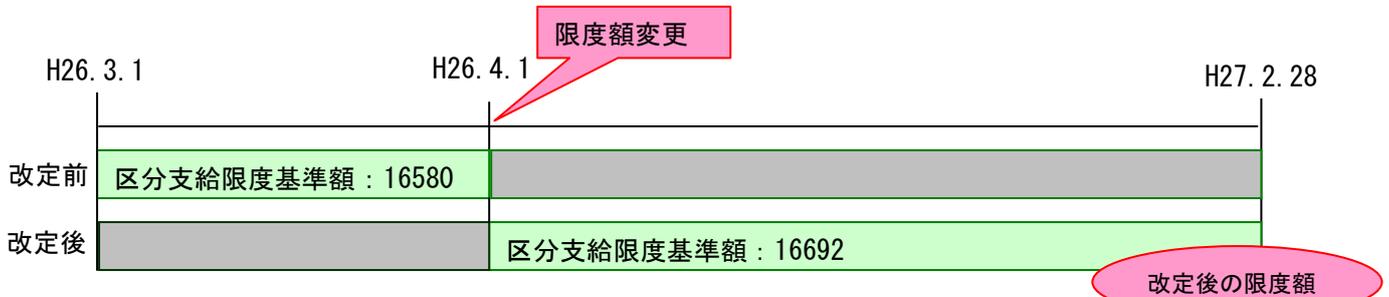
- ・ 訪問看護の”医療”請求（平成26年4月改定）
- ・ 市町村独自加算の新単位数

2. 具体的な改定内容および対応方法について

① 区分支給限度基準額／外部利用型給付上限単位数の引き上げ

平成26年4月より区分支給限度基準額／外部利用型給付上限単位数が変更になります。「Quick けあ」では、バージョンアップ後に登録済みの要介護認定情報の期間が制度改定前後（平成26年4月）をまたぐ場合、改定後に有効となる区分支給限度基準額が自動的に適用（追加）されます。詳細は別紙をご覧ください。

例) 要介護1で認定有効期間：平成26年3月1日～平成27年2月28の場合



② 介護報酬の引上げについて

消費税に関係するサービスの介護報酬の引き上げられます。

「Quick けあ」では、バージョンアップ後に平成26年4月提供月分以降のサービス単位数が自動的に変更されます。

例) 訪問介護の場合

- 身体介護2（60分）サービスコード：11・1211
- 【3月提供分】402単位
- ↓
- 【4月提供分】404単位